第15回

平成28年11月18日

著作権

杉 山　務

第12回 11/10(木)　著作権法：著作物とは何か。

第13回11/11(金)　著作物の例示と二次的著作物

第14回 11/17(木)　著作者，職務著作

第15回　11/18（金）　著作権の内容，支分権，保護期間

第16回 11/24(木)　著作物の利用

第17回 11/25(金)　著作権制限

第18回 12/1(木)　著作隣接権，罰則

著作物

10条

著作物の例示　（おおむね次のとおり）

一　小説，脚本，論文，講演その他の**言語の著作物**

二　**音楽の著作物**

三　**舞踊又は無言劇の著作物**

四　絵画，版画，彫刻その他の**美術の著作物**

五　**建築の著作物**

六　地図又は学術的な性質を有する図面，図表，模型その他の**図形の著作物**

七　**映画の著作物**　　　八　**写真の著作物**

九　**プログラムの著作物**

他に　二次的著作物，編集著作物，データベースの著作物

著作権

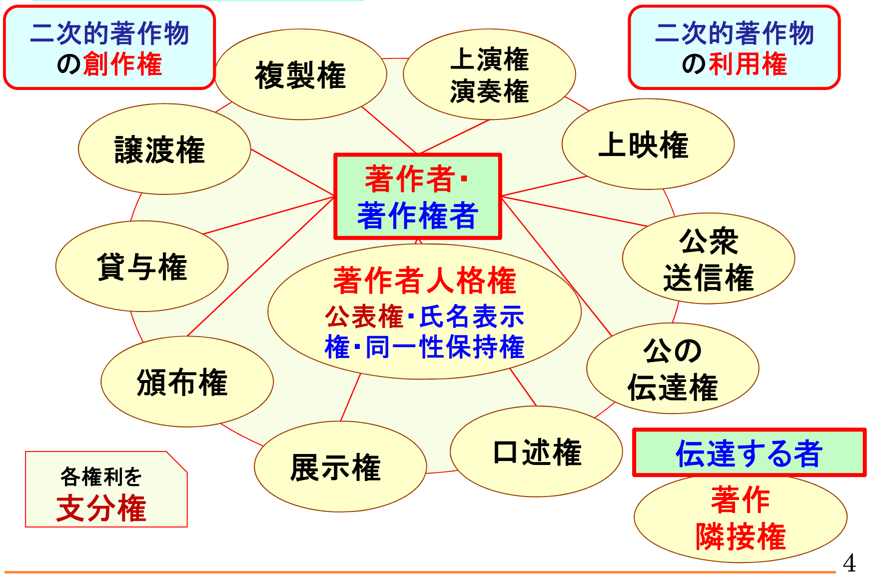

積水ハウス事件　大阪高裁160929

〔資料1〕

X建物　Y建物

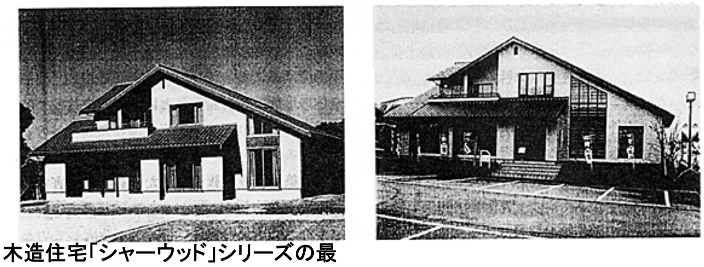

木造住宅「シャーウッド」シリーズの最高級品「エム・グラヴィス　ベルサ」のカタログに掲載された建物

外観において相違があり

丸棒矯正機事件

大阪地裁040430

- 本件設計図は，原告の設計担当の従業員らが研究開発の過程で得た技術的な知見を反映したもので，機械工学上の技術思想を表現した面を有し，かつその表現内容には創作性があると認められる。したがって，原告本件設計図はそれぞれ丸棒矯正機に関する機械工学上の技術思想を創作的に表現した学術的な性質を有する図面たる著作物にあたる
- 原告矯正機の如き実用の機械は，建築の著作物とは異なり，それ自体は著作物としての保護を受けるものではない（それと同一性のある機械を製作しても複製にはならない）

丸棒矯正機とは，
特殊形状の二本以上のロールを用いて，金属の丸棒製作工程中に生じた丸棒材の曲がりを真っ直ぐに矯正するとともに，表面切削後の荒れた表面を磨いてつややかにする機能を有する機械

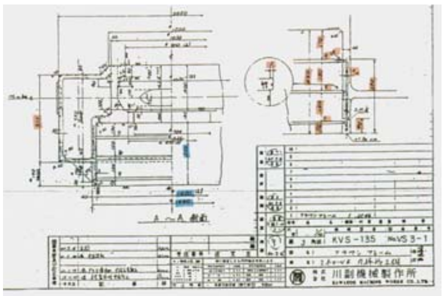

著作物？
猿が著作者？

カメラ所有者が著作者？

カメラマンが「Wikipediaに掲載されているサルが写った写真の著作権は自分にある」として掲載中止を訴えた

ウィキメディア財団が「写真の著作権はシャッターを押して自画撮りを行ったサル本人にある」として訴えを却下

野生動物の生態を写真に収める活動を行っているカメラマン
2011年にインドネシアに滞在して絶滅危惧種の一種であるクロザルの生態を撮影していた
1匹のクロザルのメスがカメラに興味を抱いて接近。そのまま手にとっていじくり回しているうちにシャッターが押され，自分にレンズが向いた状態で撮影する「自画撮り」の写真を何枚か撮影

2014年08月07日

真田広之ブロマイド事件

東京地裁620710

肖像写真は，静止した被写体をカメラで撮影し，その機械的，科学的作用を通じて被写体の表情等を再現するものであるが，かかる肖像写真であつても，被写体のもつ資質や魅力を最大限に引き出すため，被写体にポーズをとらせ，背景，照明による光の陰影あるいはカメラアングル等に工夫をこらすなどして，単なるカメラの機械的作用に依存することなく，**撮影者の個性，創造性が現れている場合には，写真著作物として，著作権法の保護の対象になる。**

ブロマイドが若年のフアン層を対象とする性格上，撮影に際し，被写体の特長をひきだすべく被写体にポーズ，表情をとらせ，背景や照明の具合いをみながらシヤツターチヤンスをうかがい，フアンの好みそうな表現のときをねらつて撮影を行つている。本件写真は被告の営業として販売する意図のもとに製作されたものの，撮影者の個性，創造性を窺うことができ，証明書用の肖像写真のように単なるカメラの機械的作用によつて表現されるものとは異なり，写真著作物となる。

スナップ写真事件

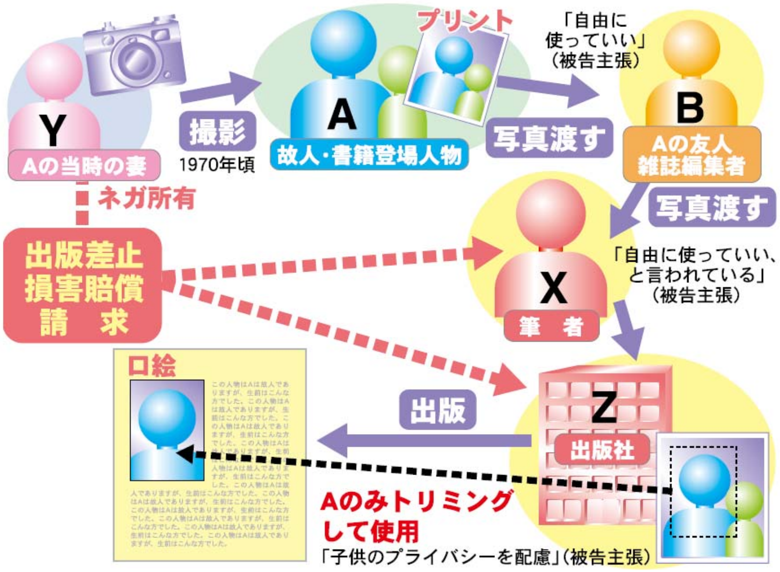

出典：http://www.jfpi.or.jp/property/about/pdf/no17.pdf

スナップ写真事件

知財高裁190531

家族の**スナップ写真**の書籍無断掲載をめぐって，その写真の創作性や著作権侵害性が争われた事案

原告が，プロのカメラマンやアマチュアカメラマンではなく，本件写真が日常生活のなかで撮影されたスナップ肖像写真であるからといって，氏名表示の利益がなくなるものではない。

複製権及び同一性保持権（「東京アウトサイダーズ」事件）

写真を撮影する場合には，家族の写真であっても，被写体の構図やシャッターチャンスの捉え方において撮影者の創作性を認めることができ，著作物性を有する

露光，陰影の付け方，レンズの選択，シャッター速度の設定，現像の手法等に工夫を凝らしたことによる創作性が必要ともいえない

保護期間が切れている

	旧法 （明治32年法）	現行法 （昭和45年法）	改正法 （平成15年法）
団体名義の映画	興行の時より33年間	公表後50年	公表後70年
個人名義の映画	著作者の生存間及びその死後38年		

ローマの休日

米映画会社のパラマウント・ピクチャーズ・コーポレーションが，「ローマの休日」の映画の著作権保有を主張し，格安DVDを販売しているファーストトレーディングに販売差し止めなどを求めた仮処分申請で，東京地裁は06年7月11日，映画の保護期間は2003年末で満了しているとして，申し立てを却下した

著　作　権

保護期間（51条～58条）

原則（51条）	著作権の存続期間は，著作物の創作の時に始まる（51条1項）。 著作者の死後（共同著作物にあっては，最後に死亡した著作者の死後）50年を経過するまでの間，存続（同条2項）
団体名義の著作物の保護期間（53条）	その著作物の公表後50年
映画の著作物の保護期間（54条）	公表後70年（平成15年法改正）

著作権の譲渡（61条）
著作権は，その全部又は一部を譲渡することができる
著作権の消滅（62条）
相続人が不存在の場合，著作権者である法人が解散した場合など，法律の規定により，著作権が国庫に帰属すべきこととなるときには，著作権は消滅する

著作隣接権の保護期間

保護期間（101条）

実演	実演が行われた時から50年
レコード	音源の発行（CD発売等）が行われた時から50年 50年以内に発行されなければ音の固定（録音）後50年
放送又は有線放送	放送又は有線放送が行われた時から50年

保護期間の計算方法

57条

著作者の死後50年，著作物の公表後50年若しくは創作後50年又は著作物の公表後70年若しくは創作後70年の期間の終期を計算するときは，

著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する

ベルヌ条約7条

(5)著作者の死後の保護期間は，著作者の死亡の時から始まる。ただし，保護期間は，死亡の年又はそれらの事実が発生した年の翌年の1月1日から計算する。

ま　と　め

創作された著作物に関して　著作者の権利の保護を図り
文化の発展に寄与すること

著作物とは　思想又は感情を創作的に表現したもの
であって　文芸　学術　美術又は音楽の範囲に属する
もの

ご清聴　ありがとうございました。

積水ハウス事件　大阪高裁 160929

原告建物と被告建物とは，それぞれの玄関側(正面)の外観においても，実質的に同一といえるほどに酷似しているとはいえず，原告建物と被告建物は，その外観において相違があり，形態が同一ないし実質的に同一であるとはいえない

丸棒矯正機事件

実用の機械は，建築の著作物とは異なる。

自撮りサルに著作権

自撮りサルに著作権を＝米愛護団体，裁判所に訴え

【ロサンゼルスＡＦＰ＝時事】米動物愛護団体「動物の倫理的扱いを求める人々の会（ＰＥＴＡ)」は２２日，インドネシア中部スラウェシ島に生息するクロザルによる「自撮り写真」の著作権はサル自身にあると訴え，サンフランシスコの連邦裁判所に訴訟を起こした。ＰＥＴＡは「この訴訟が成功すれば，動物に財産権が認められる初の事例となる」と意気込んでいる。

話題のサルは６歳の「ナルト」。英国の自然写真家デービッド・スレイターさんが２０１１年に同島で撮影した写真を使い，サンフランシスコの出版社から出した本の中に，ナルトが自撮りした写真２枚が含まれていた。ＰＥＴＡは「米国の著作権法では動物が著作権を持つことを禁じていない」と強調している。

一方，スレイターさんは，著作権は自分にあると主張。三脚に設置したカメラから数分間離れた隙に，ナルトが写真を撮りまくったと説明している。(2015/09/23-16:09)

真田広之ブロマイド事件　東京地裁 620710

スナップ写真事件

著作権の保護期間[1]

著作権の存続期間は，著作物の創作の時から著作者の死後 50 年経過するまで存続（51 条）
・共同著作物は最終に死亡した著作者の死後 50 年
・著作者が無名又は周知でない変名の場合は，公表から 50 年（52 条）
・団体名義の場合，公表から 50 年（53 条）
・映画は公表後 70 年（54 条）
※　期間の計算は，翌年から起算（計算容易）57 条
※　外国の著作物については戦時加算されているものがある。
★　公表されなかった場合は，創作から計算
逐次刊行物（56 条）
著作権の消滅（62 条）[2]

相続人が不存在の場合，著作権者である法人が解散した場合など，法律の規定により，著作権が国庫に帰属すべきこととなるときには，著作権は消滅する

---

1 （保護期間の原則）第五十一条　著作権の存続期間は，著作物の創作の時に始まる。
２　著作権は，この節に別段の定めがある場合を除き，著作者の死後（共同著作物にあつては，最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間，存続する。
2 （相続人の不存在の場合等における著作権の消滅）第六十二条　著作権は，次に掲げる場合には，消滅する。
一　著作権者が死亡した場合において，その著作権が民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十九条（残余財産の国庫への帰属）の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。